

**新規開業者の外来医療計画に係る
実施予定の診療機能について
(有田保健医療圏)**

和歌山県湯浅保健所



和歌山県外来医療計画について

➤ 和歌山県外来医療計画を策定しました

医療法改正により、都道府県が医療計画に定める事項に「外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項」(以下、「外来医療計画」という。)が追加となりました。本県においても、「和歌山県外来医療計画」を令和2年3月に策定しました(下記ホームページを参照)。

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/050100/imuka/d00203801.html>

➤ 策定の趣旨について

一般診療所の新規開業者の方などへ、開業にあたって外来医療に関する情報を見える化して提供し、地域で不足する外来医療機能を担って頂くよう協力を要請することにより、地域の外来医療機能の偏在の是正及び外来医療提供体制の充実をはかります。

また、医療機器についても、共同利用等により、効率的な活用の推進をはかります。

➤ 新規開業者の方へのお願い

「外来医療計画に係る実施予定の診療機能の報告書」(様式1)の提出をお願いします

各地域の医療関係者等で検討を行った、地域で不足し新規開業者へ協力を要請したい事項(下記参照)について、自院の担うことへの考え方を新規開設の届け出の際までに、上記の報告書にて提出をお願いします。担うことができない場合は、その理由を上記の報告書内の理由欄に記載し提出して下さい。報告書の内容は、二次医療圏毎に設置され、医療関係者等からなる、「外来医療に係る医療提供体制の確保に関する協議の場」において情報共有を行います。

➤ 地域で不足し新規開業者の方へ協力をお願いしたい事項

① 県内共通

- ・臨時の予防接種への協力: 地域の健康危機管理への対応の観点から臨時の予防接種が必要となった場合に協力をお願いします。
- ・病院と診療所が連携して行う医療提供体制への協力: 今後、医療を取り巻く状況が変化する中で、病院及び診療所等が連携して、地域医療を支える上で必要な取り組みに対し、積極的な協力をお願いします。(例: 分娩取扱医療機関への診療応援、精神保健指定医の措置診察への協力等)

② 各二次医療圏 各圏域での協議の結果、以下の機能について協力をお願いすることになりました。

圏域名	在宅医療	初期救急(夜間・休日等)	公衆衛生機能	その他
和歌山保健医療圏	○	○	学校医	分娩を取り扱う産科・産婦人科
うち、海南・海草地域 (海南保健所管内)	○	○	学校医・産業医	分娩を取り扱う産科・産婦人科、小児科
那賀保健医療圏	○	○	学校医・予防接種	分娩を取り扱う産科・産婦人科
橋本保健医療圏	○	○	学校医・産業医	市町が実施する保健事業への協力
有田保健医療圏	○	○	学校医・予防接種	分娩を取り扱う産科・産婦人科、呼吸器科、死体検案への協力
御坊保健医療圏	○	○	学校医	「医療が不足しつつある地域」について、開業や在宅医療の対応などへの協力
田辺保健医療圏	○	○	学校医	分娩を取り扱う産科・産婦人科
新宮保健医療圏	○	○	学校医	—

実施予定の診療機能報告書 提出一覧(有田保健医療圏)

	開設日	医療機関名 所在地	診療科目	新規開業者の求める事項のうち提供予定のもの			
				初期 救急医療	在宅医療	公衆衛生 機能	その他
1	R4.6.1	しまクリニック 有田川町天満248-1	産婦人科 小児科 内科 肛門外科	○	—	○	産科・産婦人科 病診連携 臨時接種
2	R4.9.1	アルファクリニック 湯浅町湯浅1063-4	内科 小児科	○	○	○	—
3	R4.9.1	あや内科消化器クリニック 有田川町土生51-1	内科 消化器内科	○	○	○	—